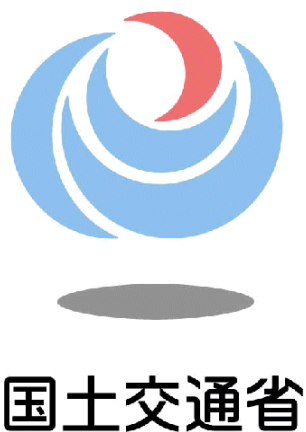


令和6年度

自動車検査員研修資料
鳥取版



中国運輸局鳥取運輸支局

目次

1. 自動車特定整備事業者等における	
OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針	1
2. 自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る	
遵守事項及び留意事項について	8
3. 特定 DTC 照会アプリのアップデート時に	
エラーが発生した場合の取扱細則	9
4. OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領	12
5. 指定整備記録簿の記載要領について	20
6. 自動車検査員が車検時に行える作業範囲	28
7. 完成検査場で行える作業範囲	28
8. 整備工場における前照灯検査(整備)の流れ	29
9. 中古新規検査及び中古予備検査において	
現車提示が省略できる自動車	30
10. 指定工場の処分件数の推移(全国)	31
11. 指定工場の主な違反内容の推移(全国)	32
12. 県内の自動車整備工場数等について	33

1. 自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）並びに道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「事業規則」という。）並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に規定する事務規程（以下「審査事務規程」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者、同法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者、同法第 95 条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第 3 条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2) 「認証工場」とは、車両法第 78 条第 1 項の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (3) 「指定工場」とは、車両法第 94 条の 2 第 1 項の指定を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (4) 「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャンツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBD 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBD 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBD 検査用サーバー」とは、機構が車両法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBD 検査」とは、車両法第 74 条の 2 第 1 項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第 74 条の 3 第 1 項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第 94 条の 5 第 4 項に基づき自動車検査員が

行う検査において、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。

- (9)「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

- ※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

(1) 事業場登録について

3.(1)の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3.(2)の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について

OBD 検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBD 確認モード 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 124 に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能 ^{※1}	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBD 検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第 94 条の 5 第 4 項の規定に基づき、細目告示別添 124 に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能 ^{※2}	指定工場	自動車検査員

※1 OBD 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第 91 条の 3 の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBD 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあつては OBD 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD 検査は、車両法第 94 条の 5 第 4 項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD 検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第 2 条第 1 項第 2 号りに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用ス

キャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

(5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- (2) OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和6年3月28日付け国自整第267号）」に定める方法により適切に管理すること。
- (3) OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

- ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
 - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- (5) 振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- (1) OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。

この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。

- (2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受け
る場合には、審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の5日前までに OBD 検査又は OBD 確認が実施され、その結果
が「適合」として機構の OBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該
OBD 検査又は OBD 確認の結果を参考に OBD 検査に係る基準適合性の判定が行
われる。(機構等の職員が OBD 検査用サーバーに記録された OBD 検査又は OBD
確認の結果を参照することにより、機構等における OBD 検査の実施が省略さ
れる。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自
動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等
における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等
における基準適合性審査時に改めて OBD 検査（抜取検査）を実施することが
ある。

附 則（令和6年3月28日付け国自整第278号）

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

貸出事業場名

借用設備の使用管理台帳

日付	時間	検査用スキヤンツ ールのメーカー・ 型式	検査車両の登録（車両） 番号又は車台番号	借用事業場名	OBD 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備 考
R6.1.29	12:00	●●・△△	国土300こ1234	物流・自動車整備工場	■ ■ ■ ■	□ □ □ □	

記載例

2. 自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る
遵守事項の及び留意事項について

国 自 整 第 267 号
令 和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査シ
ステムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

令和6年10月1日より開始となる OBD 検査の円滑な実施に向けて、独立行政法人
自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する OBD 検査及び OBD 確認を実
施するために使用するシステム（以下「OBD 検査システム」という。）の ID 及びパス
ワード（以下「ID 等」という。）の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自
動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了
知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したの
で申し添える。

記

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用に
あたって取得・設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管
理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正
使用又はその幫助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等
の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
 - ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合
(なりすまし)
 - ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合
(ID 等の不正使用の幫助)

3. 特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則

1. 用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）及び「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和 6 年 3 月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号。以下「実施要領」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「アップデート」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う特定 DTC 照会アプリのアップデートをいう。
- (2) 「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定 DTC 照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定 DTC 照会アプリを使用できない状態となることをいう。

2. 特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

(1) OBD 検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置する OBD 検査コールセンター（以下単に「コールセンター」という。）に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

(2) 特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から（1）の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用して差し支えない（即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない）ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

(3) 特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領 4-2 に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

(4) 同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

(5) コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前に

OBD 検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、(1) から (3) までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）を作成し、指定整備記録簿に添付し2年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

3. 機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

アップデートエラーが発生した日時
(記載例)

■ 令和●年●月●日 ●時●分

コールセンターに連絡した日時
(記載例)

■ 令和●年●月●日 ●時●分、●● (連絡者名)

■ 令和●年●月▲日 ▲時▲分、●● (連絡者名)

受領した特例番号
(記載例)

■ UD41-240625-11

■ UD41-240626-11

・
・
・

※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。

4. OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「OBD 検査」とは、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (2) 「OBD 検査用サーバー」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (3) 「特例措置」とは、2-1 に規定する事象が発生した場合において、4. に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- (4) 「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

2. 特例措置の対象

2-1. 特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBD 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- (1) OBD 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。）
- (2) 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（以下「通信・電力障害」という。）
- (3) OBD 検査用サーバーのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバーに接続できない（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）と機構が認める事象

2-2. 特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- (2) OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバーに接続できない事象

- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により
OBD 検査を実施できない事象

3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBD 検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段により OBD 検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1時間以内に認定の可否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）
- (3) サーバー障害発生の日時（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害の発生を認定した日時
- (5) 対応状況及び復旧見込み

3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害から復旧した旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）

- (3) サーバー障害発生の期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-1-7. 国土交通省等への報告

機構は、3-1-4又は3-1-6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2. 通信・電力障害

特例措置は、3-2-1に定める時点から3-2-2に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域において OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-2-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

3-2-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-2-3. 通信・電力障害の発生の認定

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生（障害発生の地域の限定を含む。）を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

3-2-4. 通信・電力障害の発生の認定の公表

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害が発生している旨
- (2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域
- (3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク
- (4) 通信・電力障害発生の日時（特定できる場合に限る）
- (5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

3-2-5. 通信・電力障害からの復旧の認定

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害か

らの復旧を認定するものとする。

3-2-6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域
- (3) 通信・電力障害発生期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-2-7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所（以下「運輸支局等」という。）は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ当該情報を報告するものとする。

3-2-8. 国土交通省等への報告

機構は、3-2-4 又は 3-2-6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2-9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が 3-2-6 の公表を行っていないときは、3-2-1 から 3-2-8 までの規定にかかわらず、以下の①～④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを OBD 検査ポータル等で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生し

たことを確認できる記録（別紙様式例を参照）（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）、特例措置を適用した日時を2年間保存しなければならない。

3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1に定める時点から3-3-2に定める時点までの間、OBD検査を行う場合に限り適用することができる。

3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の（1）又は（2）のいずれかとする。

- （1）OBD検査用サーバーのアップデート等によりシステムを使用できなくなるため特例措置を適用可能な期間として、機構がOBD検査ポータルに掲載した当該期間の開始時点。
- （2）その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由によりOBD検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1（1）又は（2）の別に応じ、それぞれ以下の（1）又は（2）のとおりとする。

- （1）3-3-1（1）の機構が定める期間の終了日時
- （2）3-3-1（2）の事象の終了を機構が認めた時点

4. 特例措置

4-1. 特例措置の内容

本要領の3.に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添124の4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

- 「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の

確認結果を記載すること。

【記載例】：「走行テスト等の方法と結果」欄

OBD検査特例適用

確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし

○テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

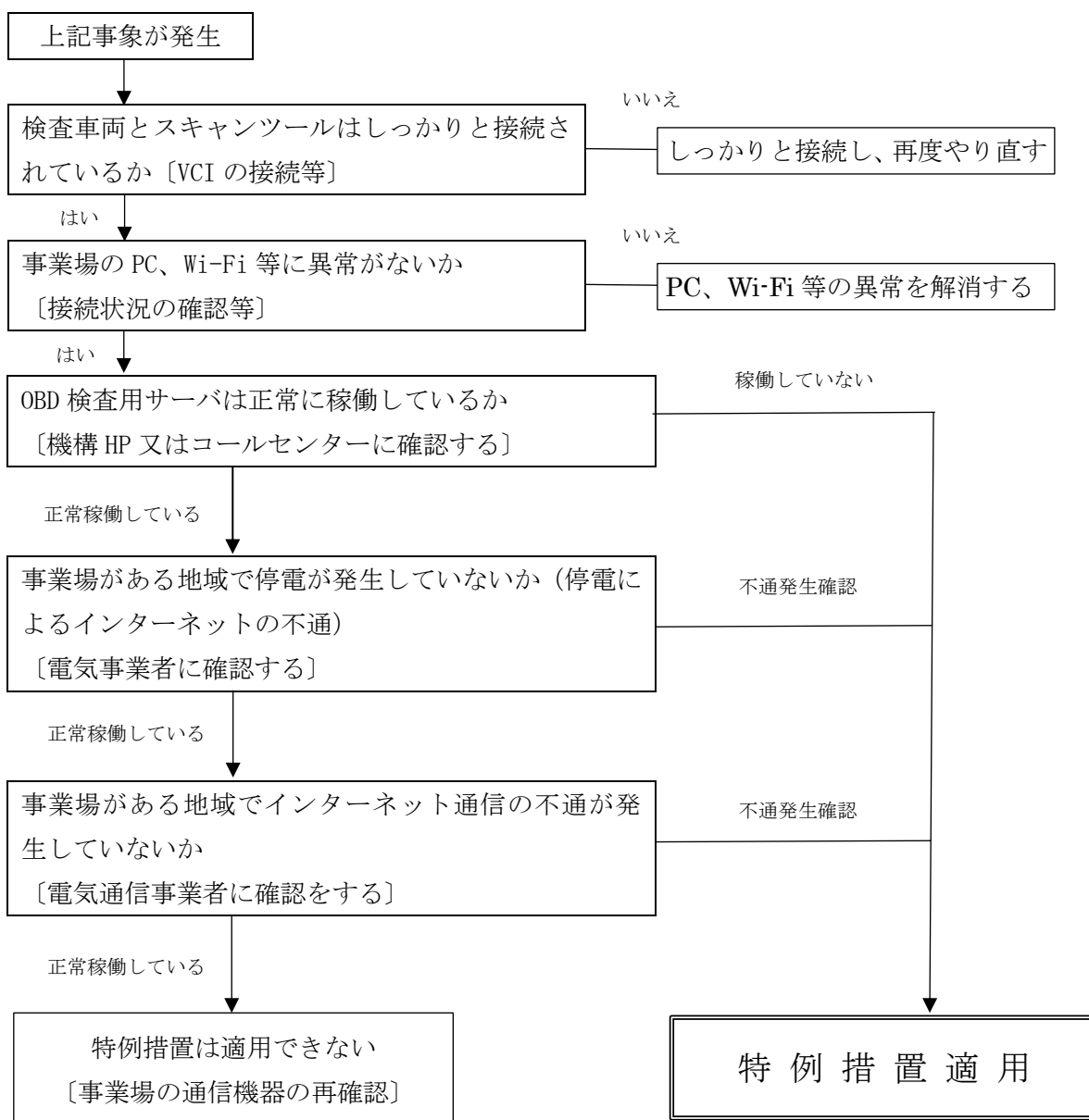
附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自基第 221 号、国自整第 270 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。

- ① 特定 DTC 照会アプリが起動しない。
- ② 特定 DTC 照会アプリにログインができない。
- ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④ 「検査可否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤ OBD 検査の「実行」ができない。



通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

- 通信・電力障害の発生を認識した日時
（記載例）
 - ・令和●年●月●日 ●時●分

- 通信・電力障害の確認方法
（記載例）
 - ・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
 - ・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認

- 通信・電力障害の発生を確認した日時
（記載例）
 - ・令和●年●月●日 ●時●分

- 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
（記載例）
 - ・国土 太郎 （自社自動車検査員）
 - ・交通 次郎 （自社事務員）

- 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

5. 指定整備記録簿の記載要領について

1. 点検の結果及び整備の概要欄等

①□欄

指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果及び点検の結果必要となった整備の概要を記載する。チェック記号は「自動車の点検及び整備に関する手引き」に規定されている記号例を参考に記載すること。

②その他の点検整備項目

指定整備記録簿に記載されている点検項目以外に点検・整備を実施した場合、その概要を記載する。(例えば、シビアコンディション、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号、「□、ハ」に該当するもの等が含まれる。)

電子制御装置整備を行った場合も、その概要を記載する。

③交換部品等の欄

点検の結果及び整備の概要欄との整合性を確認し、記載する。

④日常点検項目の点検依頼欄

ユーザーに日常点検項目について説明をして、依頼があれば実施し、記載する。(自家用自動車に限る)

⑤メンテナンスに関するアドバイス欄

点検・整備の結果、整備事業者あるいは整備士から今後の保守管理についてユーザーに伝えるべき事項があればそれを具体的に記載する。

⑥整備主任者の氏名欄

特定整備にかかる業務の統括責任者名を記載する。

⑦点検の年月日欄

点検を実施した年月日を記載する。

⑧整備完了の年月日欄

整備作業者または分解検査実施者が完了日を記載する。

⑨点検(整備)時の総走行距離

受入検査時又は特定整備時の総走行距離計(オドメーター)の数値を記載する。

⑩CO・HC濃度、タイヤの溝の深さ及びブレーキ・パッド、ライニングの厚さ欄

測定機器等を用いて実測し、その測定値を記載する。

⑪その他

事業場の名称、所在地、認証番号、指定番号及び使用者の氏名、住所を記載する。

2. 同一性の検査

自動車検査証の自動車登録番号(車両番号)及び車台番号並びに構造等に関する事項と現車との照合を行い同一であれば、「自動車検査証等の記載事項との照合」、「初度登録年月又は初度検査年月」及び「自動車登録番号(車両番号)及び車台番号」欄に、当該自動車の自動車検査証等の記載事項等を転記すること。

なお、事前に自動車検査証等の記載事項を各事項記入欄に転記した場合には、現車との照合を行ない同一であれば、当該自動車登録番号、各諸元欄等に「レ」を記載すること。

「自動車検査証等の記載事項との照合」欄の「その他」欄は、車両総重量7t以上の貨物自動車の自動車検査証の備考欄に燃料タンクの数、燃料タンクの容量の記載がある場合、その個数及びそれぞれの容量を記載する。また、必要に応じ自動車検査証備考欄の記載内容等を記入すること。(例：改造認定番号・基準緩和認定番号、タンク車の品名、容積等)

3. 検査機器等による検査欄

① 制動力

制動力の欄は計量単位を(N・kg)とする。制動力の計量単位としてニュートンを用いる場合はNを、キログラムを用いる場合はkgをそれぞれ○で囲む。

- 「制動力」欄の制動力、左右差は10N(10kg)未滿を切り捨てた数値を記載してよい。ただし、軽自動車等で10kg未滿の端数処理(切り捨て)により、保安基準に適合しなくなる場合には、1kgの単位まで記載すること。
- 制動力の「割合N/kg(%)」の判定根拠数値欄
 - ・「%」の判定根拠数値については、小数点第1位(第2位を切り捨て、ただし、左右差の割合にあつては、第2位を切り上げ)までの数値とする。
 - ・「N/kg」の判定根拠数値は、小数点第2位(第3位を切り捨て、ただし、左右差の割合にあつては、第3位を切り上げ)までの数値とする。
- 審査時車両状態において各軸重を計測することが困難な場合(重量計を内蔵していないブレーキ・テストを使用した場合)には、空車状態(車検証上)における前前軸重に55kgを加えた値を前前軸重欄に記載する。
なお、この場合の制動力(和・差)の判定は、審査時車両状態の各軸重により行う。

記録簿の記載例と判定例

ア. 各軸重を計測することが困難な場合【kg単位表示テスト】

■検査機器等による検査 下記制動力の計量単位は(N・kg)を用いる

制 動 力						
前 軸	前 前 軸	右	N 140 kg	軸重 725 kg	左右差	N 10 kg
		左	N 130 kg		①	N/kg 1.4 %
後 軸	後 後 軸	右	N 190 kg	軸重 550 kg	左右差	N 30 kg
		左	N 220 kg		②	N/kg 74.5 %
計		N 680 kg	車両重量 1275 kg		④	N/kg 53.3 %
手 動		N 360 kg			⑤	N/kg 28.2 %
走行テスト等の方法と結果						

下記基準を適用した場合、「湿」又は「W」を記載する。

項目	計算値	基準値	判定	
主制動装置	①前軸左右差	$10 / 725 \times 100 \div 1.37 = 1.4$	$\leq 8\%$	適合
	②後車輪の制動力の和	$410 / 550 \times 100 \div 74.54 = 74.5$	$\geq 10\%$	適合
	③後軸左右差	$30 / 550 \times 100 \div 5.45 = 5.5$	$\leq 8\%$	適合
	④制動力の総和	$680 / 1275 \times 100 \div 53.33 = 53.3$	$\geq 50\%$	適合
駐車ブレーキ	⑤制動力の総和	$360 / 1275 \times 100 \div 28.23 = 28.2$	$\geq 20\%$	適合

イ. 各軸重を計測することが困難な場合【N単位表示テスト】

■検査機器等による検査 下記制動力の計量単位は（ $\text{N} \cdot \text{kg}$ ）を用いる

制 動 力				
前 軸	前 前 軸	右 1840 N kg	軸重 725 kg	左右差 100 N kg
		左 1740 N kg		① 0.14 N/kg %
後 軸	後 後 軸	右 1500 N kg	軸重 550 kg	左右差 150 N kg
		左 1350 N kg		② 5.18 N/kg %
計		6430 N kg	車両重量 1275 kg	④ 5.04 N/kg %
手 動		2770 N kg		⑤ 2.17 N/kg %
走行テスト等の方法と結果				

項目	計算値	基準値	判定	
主制動装置	①前軸左右差	$100 / 725 \div 0.137 = 0.14$	$\leq 0.78 \text{N/kg}$	適合
	②後車輪の制動力の和	$2850 / 550 \div 5.181 = 5.18$	$\geq 0.98 \text{N/kg}$	適合
	③後軸左右差	$150 / 550 \div 0.272 = 0.28$	$\leq 0.78 \text{N/kg}$	適合
	④制動力の総和	$6430 / 1275 \div 5.043 = 5.04$	$\geq 4.90 \text{N/kg}$	適合
駐車ブレーキ	⑤制動力の総和	$2770 / 1275 \div 2.172 = 2.17$	$\geq 1.96 \text{N/kg}$	適合

- I. 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると検査員が判断した場合において、制動力の総和の基準3.92N/kgを適用した場合は、制動力計算値欄に計算した値と欄内左上に「湿」又は「W」と記載すること。
- II. 前軸の全車輪がロックした場合（トレーラを除く。）であって、審査時車両状態の50%又は4.90N/kgを切る車両においては、ロックする直前の制動力を計測し、該当する車軸欄に計測値を記載するとともに、前輪制動力計測値付近に「全車輪ロック」と記載する。
 なお、この場合、審査時車両状態に対する判定及び後車軸に対する判定をあわせて行い、その数値を記載する。
- III. トレーラのすべての車軸の全車輪がロックした場合であって、審査時車両状態の50%又は4.90N/kgを切る車両においては、ロックする直前の制動力を計測し、該当する車軸欄に計測値を記載するとともに、後輪制動力計測値付近に「全車輪ロック」と記載する。なお、この場合、審査時車両状態に対する判定を行い、その数値を記載する。
 トレーラの変離ブレーキの制動力及び制動力の割合は、「走行テスト等の方法と結果」欄へ計測値及び制動力の割合を記載する。
- IV. 駐車ブレーキにおいて、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合、ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記載するとともに、手動制動力計測値付近に「全車輪ロック」と記載する。
 なお、この場合、駐車ブレーキに対する判定をあわせて行い、その数値を記載する。

制 動 力			
前 軸	前 前 軸	右 1740 N kg	軸重 左右差 100 N kg
	左 1640 N kg	725 kg	0.14 N/kg %
後 軸	後 前 軸		
	後 後 軸	右 1400 N kg	軸重 550 kg
	左 1250 N kg	4.81 N/kg %	左右差 150 N kg
		0.28 N/kg %	
計		6030 N kg	車両重量 4.72 N/kg %
手 動		2270 N kg	1.78 N/kg %
走行テスト 等の方法と 結果			

II. を適用した場合、「全車輪ロック」を記載する。

I. を適用した場合、「湿」又は「W」を記載する。

IV. を適用した場合、「全車輪ロック」を記載する。

- V. 駐車ブレーキにおいて、次に掲げるトレーラであって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合
- ①主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車
 - ②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

走行テスト 等の方法と 結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪の ロックを確認
----------------------	-------------------------------------

② 前照灯

- 「前照灯」欄の取付高さ・光軸は走行用前照灯（四灯式にあっては主走行ビーム）の数値を記載する。
- 走行用前照灯の光度は、四灯式にあっては、主・副それぞれの数値を記載すること。なお、二灯式の場合は副を欄に斜線をする。
- すれ違い用前照灯の検査により判断した場合（平成10年9月1日以降製作された自動車（二輪自動車等を除く））

ア) すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光軸	下 10 cm	下 10 cm
	Ⓛ・右 5 cm	Ⓛ・右 7 cm
光度	主×100 副×100 150 cd	主×100 副×100 130 cd

イ) スクリーン等による目視での検査でカットオフ有りの場合

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光軸	下 スクリーン 5 cm	下 5 cm
	Ⓛ・右 5 cm	Ⓛ・右 7 cm
光度	主×100 副×100 100 cd	主×100 副×100 120 cd

ウ) カットオフラインが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）

前 照 灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 カットオフ不明確 58 cm	58 cm
光軸	下 10 cm	下 10 cm
	Ⓛ・右 5 cm	Ⓛ・右 7 cm
光度	主×100 副×100 150 cd	主×100 副×100 130 cd

「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。

③ 前部霧灯

取り付けられていない自動車は、斜線を引き、取り付けられている場合は、次の製作年月日に従い対処すること。

●平成18年1月1日以降の製作車の場合

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（以下「審査事務規程」という。）7-70の規定に基づき視認等その他適切な方法により判定することとなりますので、記載にあたっては、「視認良」または「視認適」と記載する。また、目視検査であることから、他の灯火の検査結果とまとめて「目視等による検査」欄⑬に検査結果を記入すること。

●平成17年12月31日以前の製作車の場合

視認等その他適切な方法により、光度10000カンデラ以下、光軸下向きを確認し適合していれば「視認良」または「視認適」と記載すること。なお、光度計を有している事業場は、光度計により光度を計測し、前部霧灯の左右それぞれの数値を記載すること。

④ 速度計の誤差

「速度計」欄の誤差は、審査事務規程9-11（速度計の指度の誤差）に定める方法（自動車の速度計が40km/hにおける誤差）で確認した数値を記載する。

●（例）四輪車 テスタが42km/hの場合は、-2km/h、38km/hの場合は+2km/h

●合格範囲（下記以外）

-4.4km/h ~ +9km/h （平成18年12月31日以前の製作車）

-2.5km/h ~ +9km/h （平成19年1月1日以降の製作車）

合格範囲（2輪、側車付2輪、3輪）

-4.4km/h ~ +10.9km/h （平成18年12月31日以前の製作車）

-2.5km/h ~ +10.9km/h （平成19年1月1日以降の製作車）

テスタを使用して測定することが不可能（テスタの許容荷重オーバーを除く）であって、併走により検査を行った場合は、「走行テスト等の方法と結果」欄へ、併走した基準車の誤差と検査車が40km/hで合図した時の基準車の速度を記載すること。

●誤差の計算方法と記録簿の記載例

合図する速度+基準車の誤差-検査車が合図した時の基準車の速度=速度計の誤差

40km/h + +3km/h - 41km/h = +2km

走行テスト等の方法と結果	基準車(鳥取○○さ○○○○、誤差+3km/h)と併走し検査車が40km/hで合図した時、基準車は41km/hであった。
--------------	---

⑤ OBD 検査結果

「OBD 検査結果」欄の良・否の記載は、審査事務規程9-13の規定に基づき、検査用スキャンツールを用いて検査した結果が適合していれば「良」を○で囲むこと。

OBD 検査の対象外自動車は「OBD 検査結果」欄に斜線を記載する。

⑥ タイヤの振れ

「タイヤの振れ」欄の良・否の記載は、審査事務規程7-11-1(1)の規定に基づき、視認等その他適切な方法（速度計試験機の活用）により判定し適合していれば「良」を○で囲むこと。

⑦ **サイド・スリップ**

「サイド・スリップ」欄は、「イン・アウト」の該当するものを○で囲み、数値を記載する。

なお、前2軸車の場合は前前軸及び前後軸の別を、4輪操舵の自動車の場合は、前軸及び後軸の別を明記しておくこと。(例：前前 0mm 前後 1mm)

また、国土交通省へ例外的扱いの届出をしている自動車(外国車等の一部)で基準値±5mmを超えた場合の記載方法について

- サイドスリップ・テストで計測可能な場合は計測値を記載し、メーカー推奨値内であることを確認して、サイドスリップ計測値欄付近に「メーカー推奨基準値内」を記載する。
- サイドスリップ計測不可能な場合は、トーイン・キャンバ・キャストを計測し、「走行テスト等の方法と結果」欄へ計測値を記載し、メーカー設計基準値内であることを確認して、その付近へ「メーカー設計基準値内」を記載するとともに、「サイドスリップ・テスト」欄は、斜線を記載する。

⑧ **騒音関係**

「警音器」、「排気騒音」欄は、原則として音量計または騒音計を用いた数値を記載する。ただし、「定常走行騒音」は試運転等により判断し、適正な場合は「聴感」を○で囲み「良」、又は「適」と記載する。

なお、「警音器」、「排気騒音」について聴感により容易に判断できるものとして聴感検査をした場合、「聴感」を○で囲み適合していれば「良」または「適」と記載する。

※警音器の音の大きさの測定方法は次のことを留意し測定すること。

- 平成16年1月1日以降に製作された自動車

車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける最大の音量を測定すること。(音の大きさ：112dB以下87dB以上)

なお、聴感補正回路はA特性とする。

- 平成15年12月31日以前に製作された自動車は前記の方法にかかわらず、次により測定することができる。

車両中心線上の自動車の前端から2mの位置の頂上1mの高さにおける音量を測定すること。(音の大きさ：115dB以下90dB以上)

なお、聴感補正回路はC特性とする。

⑨ **CO、HC**

検査機器を用いて計測した数値を記載すること。記載する測定値は、COは、小数点第1位までを記載し、HCは、整数値を記載すること。

なお、計測する際は、原動機を無負荷運転している状態であり、かつ、暖機状態にしておくこと。また、規制値に注意して計測すること。

⑩ **黒煙・粒子状物質**

- 「黒煙」欄については、25cc規制車は全数検査機器を用いて測定し、「テスト」を○で囲み測定値(整数値)を記載する。

- 50cc、40cc規制車については、目視等により容易に判断できるものであれば、「視認」を○で囲み、適合していれば「良」または「適」と記載することができる。

- 「オパシ認証車」は、全数オパシメータを用いて測定し、「テスト」、「m⁻¹」を○で囲み測定値(小数点以下2位まで)を記載する。また、規制値に注意して計測すること。

【オパシ認証車の判別方法】

- ・自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載してある自動車。
- ・型式指定自動車であった自動車検査証の型式指定番号欄の番号が「16000」以降のディーゼル自動車。
- ・平成21年排出ガス規制以降の自動車。3桁の排出ガス記号であって、1桁目がL、F、M、R、S、T、Q、2、Y以降の自動車(例：LKG一、TKG一)

⑪ **目視等検査**

「目視等による検査」欄は、目視、ハンマ等を用いて行う検査結果を保安基準及び審査事務規程等に基づき総合的に判断して「レ」で記載する。なお、受入検査で判定しなければならない検査項目については、必ず受入検査で判定し不合格の場合、作業指示を行なうこと。

【例 受入検査時に最低地上高の判定が必要な自動車】

緩衝装置、消音器が改造されている自動車は、受入時に必ず最低地上高の検査をすること。

⑫ **走行テスト等の方法と結果**

走行テスト等の方法と結果欄は、検査機器による検査が不可能な項目（4駆動等の速度計の誤差、重量物基準緩和車両の制動力等）がある場合に、走行テスト、視認テスト、聴感テスト等によらなければならない理由及び検査（テスト）方法を記載すること。

⑬ **電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者を外注した場合**

外注した一部作業に関する内容を備考欄へ記載する。

記載例：

- ・外注先整備工場名（所在地）：〇〇自動車整備工場（東京都千代田区霞が関2-1-3）
- ・外注した整備内容：フロントバンパ交換及びエーミング作業
- ・外注作業完了日：令和〇年〇月〇日
- ・外注部分できばえ確認：済（※できばえ確認のチェックは「レ」点でも可）

⑭ **その他記載事項**

●「依頼者の氏名または名称及び住所」欄は、指定整備の依頼を受けた者の氏名を記載する。また、使用者と依頼人が同一の場合は「使用者に同じ」と記載してもよい。

●「依頼者の依頼事項」及び「備考」欄は、整備依頼を受けた者から別途作業の指示及び不正改造の復元作業を実施した旨を具体的に記載する。

●複数の自動車検査員が分担して検査作業を実施した場合には、実施した自動車検査員氏名、作業区分及び実施日を備考欄に記載する。（複数名による検査は、作業区分を明確にするため社内規定の制定が必要）

●完成検査が終了し、保安基準に適合していることが確認できれば、「検査の年月日」、「自動車検査員の氏名」、「保安基準適合証等の番号」、「保安基準適合標章交付」を記載すること。

指定整備記録簿の保存期間は、記載の日から2年間保存しなければなりません。

6. 自動車検査員が車検時に行える作業範囲

点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の照射方向の調整 ・点火時期の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・タイヤの空気圧の調整

7. 完成検査場で行える作業範囲

完成検査場で行える作業範囲としては、従来、検査用機械器具等を用いて行う点検の範囲とされてきましたが、今般、点検・検査作業の合理化を図るために、次のように取扱いが拡大されました。

検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に付随する軽微な調整作業並びに電子制御装置整備（センサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラスの脱着等に係る作業を除く）

+

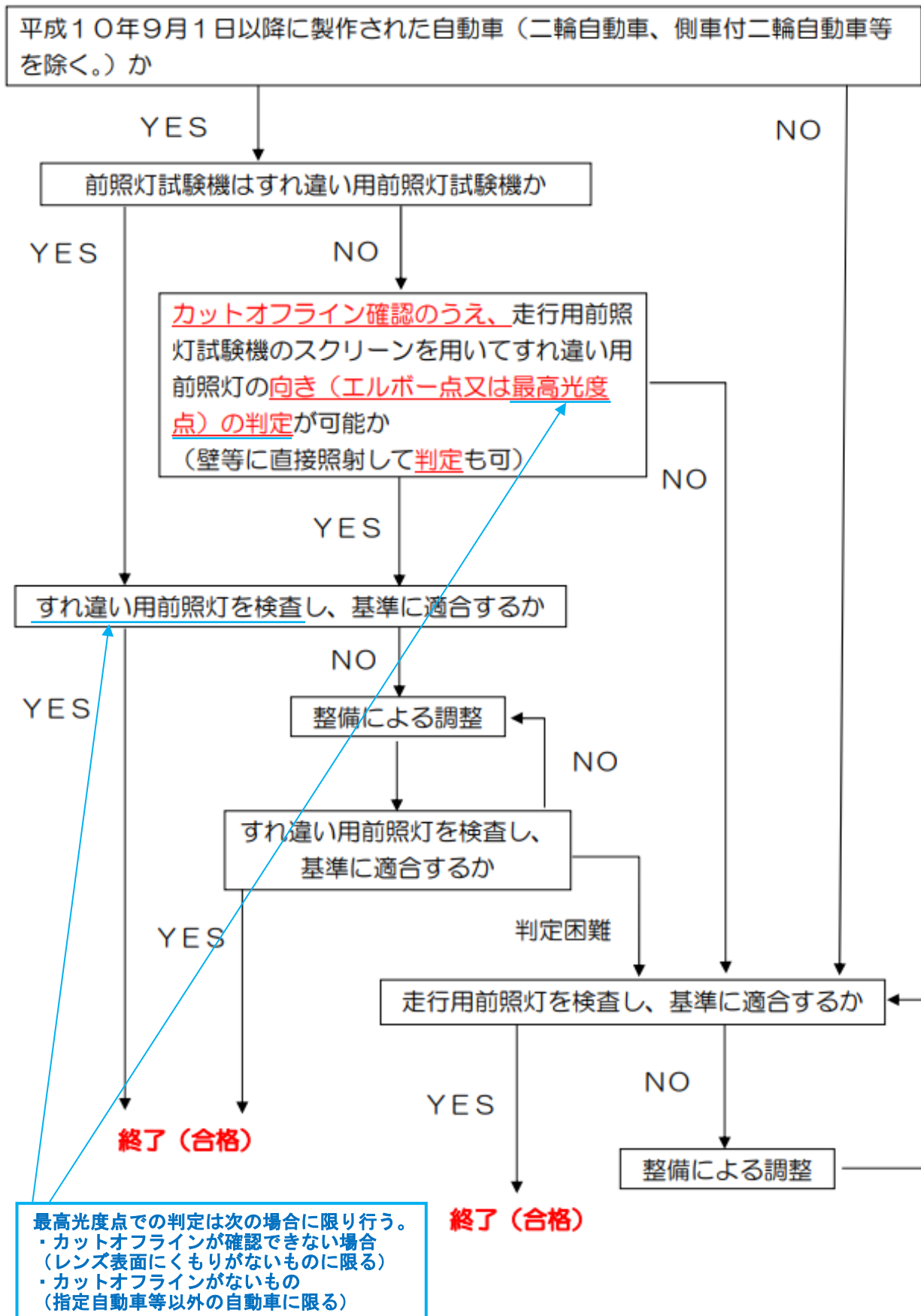
点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など） ・タイヤの空気圧の調整

ただし、当該完成検査場が、屋内現車作業場から道路上を運行して移動しなければならない場所に設置してある場合には、検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に付随する軽微な調整作業並びに電子制御装置整備（センサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラスの脱着等に係る作業を除く）の範囲のみとなります。

また、目視等による検査、CO・HC測定器、音量計（騒音計）、黒煙測定器（オパシメータ）及びOBD検査は、現車作業場で行うことも可能です。

(新)

8. 参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ



9. 中古新規検査及び中古予備検査において 現車提示が省略できる自動車

- 軽自動車
- 二輪自動車
- 乗用自動車（乗車定員10人以下のもの）
- 小型貨物自動車（最大積載量が1 t以下、かつ、車体の形状が「バン」又は「三輪バン」）

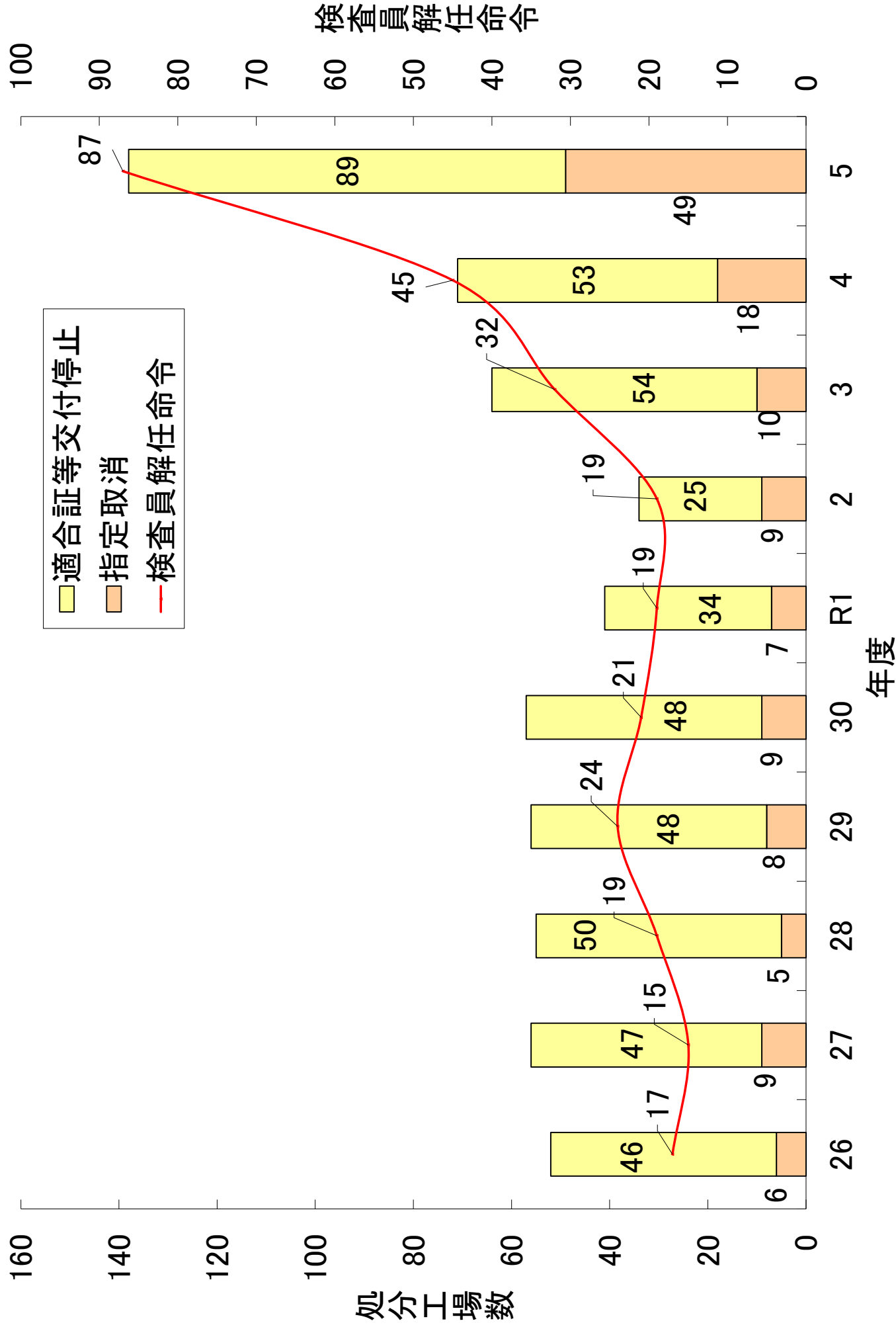
以上のものに限る

● 道路運送車両法施行規則

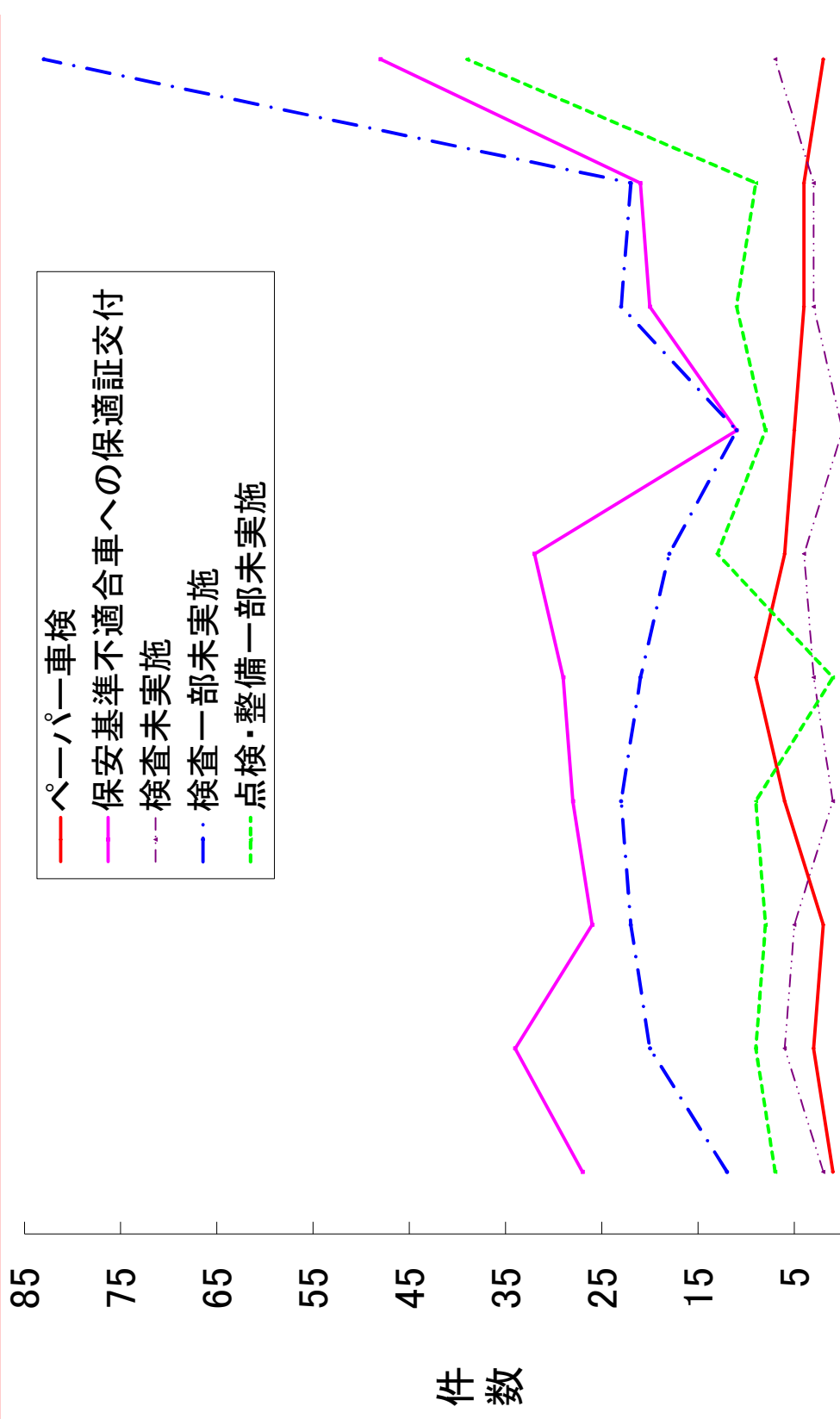
第二条の三 法第七条第三項第三号の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

- 1 人の運送の用に供する自動車のうち、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
 - ハ 三輪の小型自動車
 - ニ 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
 - ホ 大型特殊自動車
- 2 貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、最大積載量が一トン以下であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載されているもの

10. 指定工場の処分件数の推移



11. 指定工場の主な違反内容の推移



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ペーパー車検	1	3	2	6	9	6	5	4	4	2
保安基準不適合車への保適証交付	27	34	26	28	29	32	11	20	21	48
検査未実施	2	6	5	1	3	4	0	3	3	7
検査一部未実施	12	20	22	23	21	18	11	23	22	83
点検・整備一部未実施	7	9	8	9	1	13	8	11	9	39

※ 違反内容毎に複数計上

12. 県内の自動車整備工場数等について

認証工場数及び整備主任者選任者数の推移

〔鳥取県〕

各年度3月末の統計

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
認証 工場数	493	495	497	500	509	517	519	525
整 備 主任者	1,539	1,546	1,548	1,534	1,506	1,475	1,471	1,458
1工場 あたり	3.13	3.12	3.11	3.07	2.96	2.85	2.83	2.78

12. 県内の自動車整備工場数等について

指定工場数及び自動車検査員選任者数の推移

〔鳥取県〕

各年度3月末の統計

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
指定 工場数	194	192	190	190	191	193	196	197
自動車 検査員	721	717	725	724	719	742	740	738
1工場 あたり	3.72	3.73	3.81	3.81	3.76	3.84	3.77	3.75